

令和8年（フ）第26号

千葉県香取市佐原イ1257番地12 リーフガーデンA203

破産者 水飼 誠司

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和8年（フ）第808号

東京都多摩市豊ヶ丘6丁目3番地2—604

破産者 宮澤 清志

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1097号

東京都町田市木曽東3丁目3番23号メゾン木曽201

破産者 菅原 和浩

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1299号

東京都府中市本町2—19—33カサ デラ エスペランサ201、住民票上の住所東京都府中市西原町4丁目13番地の5

破産者 成田 大樹

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第2935号

愛知県日進市梅森町新田135番地の450

破産者 株式会社サンコー

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第596号

名古屋市中港区多加良浦町4丁目122番地

破産者 株式会社渡辺工業

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第396号

神戸市垂水区神陵台8—1—9新和ビル2B

破産者 株式会社napple

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第397号

兵庫県明石市二見町東二見1356番地の2 セントラルビル302号

破産者 中塚 宏明

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第92号

和歌山県岩出市相谷620—407、開始決定時の住所和歌山県岩出市

吉田92番地の32

破産者 濱口 覚史

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第159号

和歌山市和田1158番地5

破産者 株式会社光史建設

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（フ）第662号

岡山市北区駅元町1番10号

破産者 有限会社クリエイション

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第288号

岡山市南区千鳥町1番17号

破産者 C O C O 合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第25号

熊本県玉名郡南関町大字関町1763番地の1

破産者 有限会社向石油

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和8年（フ）第299号

大分市大字三芳678番地の13

破産者 有限会社花景色

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第1024号

東京都稲城市百村2113番地の3ディア・ベルジュ203

破産者 山崎 香

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1090号

東京都多摩市山王下一丁目16番18号

破産者 株式会社イーワークス

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1091号

東京都多摩市山王下1丁目16番地の18ブルーハーベストⅡ101

破産者 吉村 哲哉

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1104号

東京都八王子市打越町1293番20号

破産者 ワップール・ジャパン株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1105号

東京都八王子市打越町1293番地20

破産者 高木 信吾

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1130号

東京都調布市上石原2丁目21番地5ロアジュール調布403

破産者 安部 裕二

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1211号

東京都小金井市中町2丁目19番31号森荘

破産者 座喜味正人

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部